

「商標登録利便化改革 3 か年攻略計画  
(2018～2020 年)」の印刷・配布に関する  
国家工商行政管理総局弁公庁の通知

発表時間： 2018-04-27 17:23 情報元：商標局

各省、自治区、直轄市、計画単列市、副省級市の工商行政管理部門、  
市場監督管理部門、総局機関の各司局、直属機構 御中

ここに「商標登録利便化改革 3 か年攻略計画 (2018～2020 年)」  
を印刷、配布します。遵守、実行をお願いします。

工商行政管理総局弁公庁  
2018 年 3 月 20 日

# 商標登録利便化改革 3 か年攻略計画

(2018～2020 年)

党の第 19 回全国代表大会の趣旨を全面的に徹底して実行し、習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とし、李克強首相による重要な指示の趣旨を貫徹し、「政府活動報告」に示される「商標登録期間の大幅短縮」といった目標を実現し、国務院の「『第 13 次 5 か年計画』の市場監督管理計画」における商標ブランド戦略に関する配置をさらに推し進めるため、現在進行中の商標ブランド活動の新たな展開、課題、および要件を踏まえ、この計画を策定した。

## 一. 全体構想と目標

中国経済は高度成長から高品質発展への移行の流れに適応するため、国務院の「放管服（行政の簡素化と権限の移譲、権限の移譲と管理の結合、行政サービスの最適化——訳注）」の要求に従い、技術と改革および全国の工商・市場管理監督システムによって、商標登録利便化改革を継続的に深化させる。2020 年までに良質・簡便・有効な商標登録体系をおおむね構築し、世界をリードする水準に到達させる。商標の出願方式を多様化し、商標登録の手続きを簡略化し、商標関連の手数料の構造を合理化し、商標の登録および管理を全面的に情報化し、商標審査協力センターの配置を合理化し、商標登録の審査期間を 4 か月以内にまで短縮する。

## 二. 重点課題

### (一) 審査効率の向上、審査期間の短縮

各種手続きを真摯に見直し、各手続きに要する事務処理時間を短縮し、情報化によって審査効率の向上を図る。2018 年 4 月 1 日ま

でに商標変更の審査期間を3か月から1か月まで短縮し、また年末における商標登録の審査期間を8か月から6か月に短縮することによって、経済協力開発機構（OECD）加盟国のうち先使用権審査を行う国の平均水準（7か月）を追い抜く。国際登録の審査期間もこれに合わせて6か月まで短縮する。商標の譲渡、存続期間更新に関する審査期間を3分の1短縮する。登録商標の3年不使用による取消および一般名称となった登録商標の取消に関する審査期間を9か月から8か月に短縮する。拒絶査定不服審判に関する審理期間を8か月から7か月に短縮する。商標の変更、譲渡、存続期間更新に関する証明書再交付業務の即時受取りを実現する。

2020年までに、商標登録出願（国際登録審査を含む）の審査期間を4か月以内にまで短縮することにより、OECD加盟国の平均水準（4.5か月）を追い抜く。商標の譲渡、存続期間更新に関する審査はこれに合わせて期間をさらに半分に短縮する。登録商標の3年不使用による取消および一般名称となった登録商標の取消に関する審査期間を6か月に短縮する。商標登録証の再交付の即時受取りを実現し、各商標審査協力センターのいずれにおいても手続き可能とする。商標の異議申立て、審判などに関する各種業務の審査、審理期間をさらに短縮する。

## （二）審査システムの整備、審査人員の拡大

2018年に、商標局、商標評審委員会と各商標審査協力センターとの関係を整え、最適化する。「二重管理、地方メイン」とする原則に従い、既存の4つの商標審査協力センターに加え、鄭州、済南の2か所に商標審査協力センターを設置し、北京以外の商標審査協力センターに業務権限の委譲をより積極的に実施する。審査基準および審査業務の制度を整え、各センターに対する業務研修・考課システムを整備し、各センターの業務に対する指導能力を高める。独任審査制に関する資格考課方式を整え、独任審査の規模を拡充する。

品質管理システムを最適化し、審査品質の抽出検査方式を刷新し、各センターが自己点検能力を強化するよう促し、審査品質に関する職位の資格考課および経費評価を強化し、これによって審査品質全体の継続的な向上を促進し、審査品質に関する重大な事件の発生を回避する。既存の商標審査協力センターの能力開発を強化し、その規模と人員数を適切に拡大する。地方の商標受理窓口のサービス機能を高める。

2020年までに、商標局、商標評審委員会および各商標審査協力センターにおいて、職能が明確にされ、業務区分が合理化され、足並みの揃った効率的な商標業務体系を形成する。商標業務の実情および地域発展の必要に基づき、全国に7～8か所の商標審査協力センターを計画的に設立する。審査官の配置および業務研修を強化し、中国の商標事業の発展およびその業務要件に即した専門審査チームを養成する。

### (三) 申請手続きの簡略化、サービス水準の向上

2018年に、商標に関するすべての申請書式を改訂し、「統一社会信用コード」「メールアドレス」などの記載事項を追加する。受理可能な商品およびサービスの項目名称を適時更新、公表する。各種業務の申請ガイドラインに対する質疑に適時回答する。電子出願の記入例を改善する。「商標電子申請弁法（商標業務電子出願規則）」を制定し公布する。申請書類の簡略化を図り、証明資料を1部提出するのみで同様の商標業務を複数処理することができるようにする。商標変更などに関する業務の方式審査と実体審査の手続きを統合する。補正手続きを簡略化する。住所記入欄に連絡先電話番号を追加する。電子出願代理機構のデジタル証明書申請手続きを簡略化し、発行時間の短縮と発行件数の増加を図り、代理機構の事前登記、変更結果の電子送達を実現する。異議申立てが受理されなかったときの商標登録証の発行時間を短縮する。

2020年までに、審査手続きの統合をさらに進め、段階的に書類審査と図形要素分類手続きを廃止し、各業務手続きの待ち時間を短縮し、商標検索時における「ブラインド期間」を短縮する。

#### (四) 手数料の合理的調整、企業の負担軽減

業務の実情に基づき、国家発展・改革委員会、財政部などの部門との意思疎通・調整を強化し、2017年の商標業務に関する手数料を半減化した上で、商標業務に関する手数料の構造をより一層の調整を図り、最適化し、商標変更などの業務の電子申請に関する手数料をなくし、商標の存続期間更新などの業務に関する手数料を引き下げ、電子出願の手数料は正常手数料の90%を基準に徴収し、これによって申請者の負担軽減を図る。

2020年までに、商標に関する各種業務の手数料基準を商標知的財産権の業務全般の状況、ブランド成長のニーズに適合させ、また良質な経済発展および知的財産権強国建設の要件を満たす。

#### (五) 技術面の支援強化、スマート化のレベルの向上

商標登録手続きの全過程電子化を推進する。2018年に技術投入を強化し、商標図形AI検索の技術的壁を打破し実用化する。国家発展・改革委員会、財政部のプロジェクト、資金の援助を獲得し、第4期の商標登録・管理改革情報化プロジェクトを早急に立ち上げる。電子出願システムの開放時間を延長し、電子出願システムの機能を高める。電子データによる出願を全面的に推進し、商標登録の電子証書を発給し、商標文書の電子送達を実現することにより、紙媒体の商標登録原簿の保管量削減を図る。マドリッド協定議定書に基づく商標の電子出願および電子通信を実現する。北京以外の各商標審査協力センター、地方の商標登録出願受理窓口における電子出願を実現する。商標データベースと企業法人データベースをリンクさせる。電子出願および一般問合せの公開化、利便化の推進において成果を出し、商標データの開放・共有を継続的に推し進め、年末

までに商標データベースを社会全体に公開して、出願人が商標審査の進捗を適時確認できるようにする。

2020年までに、商標登録・管理システムのIT化のレベルを顕著に引き上げる。商標業務における電子出願の比率を大幅に引き上げ、商標の出願から登録証明発行までの手続きの全過程を電子化し、商標の異議申立てにおいては請求および証拠資料の提出を電子化し、商標業務の資料を段階的にペーパーレス化させる。商標履歴情報などの内容を含む全商標データを社会全体に公開し、これによって商標データ情報を存分に利用し、経済と社会の発展に効果的に貢献し、政府や企業の意味決定に参考と支援を提供する。

#### (六) 紙媒体の登録原簿の保管量の圧縮、好循環の実現

2018年に、商標登録原簿保管量削減計画を制定し、「商標登録原簿管理弁法（商標登録原簿管理規則）」および付属文書「商標登録原簿の保管対象および保管期間リスト」を改定、配布し、商標登録原簿の保管対象を厳格に区分し、その保管期間を明確にする。商標の無効審判、登録拒絶査定不服審判、取消不服審判などの証拠資料に関する保管期間を10年から8年に改定する。異議申立て、拒絶査定不服審判、登録商標の3年不使用による取消および一般名称となった登録商標の取消に関する証拠資料の保管期間を10年から5年に改定する。「商標に関する登録原簿・文書資料の廃棄方法」を制定する。業務規範を制定し、各業務部署における登録原簿・書類の整理責任の所在を明確にする。保管方法および保管環境を改善する。電子媒体による登録原簿保管プロジェクトを実施する。

2020年までに紙媒体の商標登録原簿の増加を積極的に抑え、既存の保管スペースの好循環を図る。

#### (七) 法律改正の推進、改革の基礎固め

2018年に、審査事項の簡略化、商標登録異議申立手続きの登録後への変更、商標異議申立公告期間の短縮、登録商標の使用義務の

強化、商標の買占めや転売、著名な商標へのただ乗りの規制を重点とし、「商標法」の改正を第13期全国人民代表大会常務委員会の立法規則に組み入れるよう積極的に促す。「商標代理管理弁法（商標代理管理規則）」を公布する。

2020年までに、司法部に提出する「商標法」およびその実施条例の審査草案を完成する。「集体商標、証明商標注册和管理弁法（団体商標、証明商標の登録・管理に関する規則）」を改定する。

### 三. 実施の組織

(一) 組織の指導力の強化。国家工商行政管理総局の商標改革指導グループは全体的に計画し、各種業務の推進の全面的な統制と調整を図り、改革を進める上で直面する重大な問題を検討し、解決する責任を負う。

(二) 意思疎通・調整の強化。商標業務共同会議制度の機能を存分に活かし、業務意思疎通システムを整備し、商標業務の円滑な推進を保証する。総局の関連局および直属機構は職能に基づいて業務を分担し、商標改革業務を支援する。

(三) 経費面での保障の強化。財政部との意思疎通を強化し、北京以外での商標審査の経費保障、商標1件当たりのコスト、固定費および情報化運営維持経費の管理システムを構築、整備する。

(四) チーム養成の強化。商標審査・審判チームの水準を積極的に高め、人員配置を強化し、審査官、審判官の人数を継続的に調整、充実し、商標審査管理官の持続的管理・養成システムを構築する。

出典：国家知識産権局 HP

[http://sbj.saic.gov.cn/zcfg/sbgfxwj/201808/t20180824\\_275711.html](http://sbj.saic.gov.cn/zcfg/sbgfxwj/201808/t20180824_275711.html)